

70歳以上の皆さまへ

8月から高額療養費の限度額が変わります

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するため、皆さまの医療費は高齢者と若者の間の世代間の公平を図るよう、負担能力に応じてご自身で負担をしていただく必要があります。そのため今年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。ご理解をお願い致します。

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合、上限額を超えて支払った医療費分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

今年8月から70歳以上の方の月ごとの上限額が下表のように変わります。どの適用区分に該当するかは高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

▼平成30年7月まで

区 分		1カ月の自己負担限度額(※1)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者		57,600円	※2 (44,400円) ※3
一 般		14,000円	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 (医療費総額-267,000円)×1%+80,100円です。

※3 多数該当(過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

※4 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。



▼平成30年8月から

区 分		1カ月の自己負担限度額(※1)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	$252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$ (140,100円) ※3	
	課税所得 380万円以上	$167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$ (93,000円) ※3	
	課税所得 145万円以上	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ (44,400円) ※3	
一 般		18,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎(直)82-3697

役場定住促進課 ☎(代)82-1111

※国民健康保険以外の健康保険にご加入の方は、それぞれの医療保険者に。